OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	戦国大名今川氏の研究
Author(s)	有光, 友學
Citation	大阪大学, 1994, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38660
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【 10 】

氏名	有光友學（ありみつゆうがく）
博士の専攻分野の名称	博士（文学）
学位記番号	第 11087 号
学位授与年月日	平成 6 年 2 月 16 日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	**戦国大名今川氏の研究**
論文審査委員	（主査） 教授 脇田 修 （副査） 教授 芝原 拓自　助教授 平 雅行

論文内容の要旨

本論文は，東海地域の戦国大名今川氏の分析をおこなったもので，5章・17節，付論3編，本文900枚（400字詰）を超える労作である。

序章「戦国期研究と今川氏」では，戦国期研究とくに今川氏の研究動向を整理している。まず「はじめに」として，戦国期の時代区分の現状を述べ，地方の動向を基軸として考えるならば，延徳3年（1491）の北条早雲の伊豆侵攻より，天正18年（1590）後北条氏滅亡までを，戦国時代として捉えることができるとした。なお対象とする今川氏は，文明11年（1479）に家督を継いだ氏親の代に戦国大名化し，永禄12年（1569）氏真の時に没落した。

第一節は「戦国期研究の現状」を5期にわけて述べ，現状での戦国大名研究の論点をとりあげ，第二節では「戦国大名今川氏の研究」を紹介している。ここでは研究史の整理のなかで，筆者自身は戦国期を独自の歴史的段階と捉える立場にあること，また大きくは中世国家体制の一段階とすると述べている。

さて第一章「今川氏公事検地論」は，今川氏の検地についての分析である。筆者が先に発表して大きな反響をよんだ「戦国大名今川氏の歴史的性格－とくに『公事検地』と小領主支配について」（日本史研究138号，1974年）と題した論文をもとに，それに対する批判を検討し，再構成した論文である。

今川氏領国では，局地的な小検地がおこなわれたにすぎないところから，まず今川氏検地の実施状況を，文書に「検地」とあるもの，奉行らの土地「改め」，「増分」がでたさいの調査，の3点を指標に文書を精査し，先行研究を大きく超える駿河・遠江71例，三河10例の検地を明らかにした。それはまた天文10年（1541）前後から増加していることを指摘している。

ついで，これらの検地が，主として在地紛争の解決手段としておこなわれていたところから，今川検地を「公事検地」と特色づけている。またこの紛争は，領主間における所領争いや境界相論のみではなく，名主百姓層の土地紛争をも含むものであったとして，在地支配の深まりを示唆している。なお国・郡単位の大規模検地の存在については，可能性を否定していないが，史料による限り，大規模検地は立証されていないとの見解にたっている。

また検地で把握された「増分」については，名主の加地子分か隠田の摘発か，という論争があるが，今川仮名目録

第一条・第十二条を分析し，さらに新田開発の進行や収穫高の増大などの状況から，後者であると推定している。

第二章「今川氏の年貢収取体制」は，今川氏の土地制度にかかわって年貢収納体制を検討する。従来の戦国大名研究では，今川氏の土地制度は貫高制と考えてきた。本論文では，これを「米方・代方制」と「貫文制」と表現できるような，２種の方式であることを実証した。「米方・代方制」では，米方は田年貢を米の高で表示し，それには石表示・俵表示の両者があることを指摘している。代方は畠年貢や夫銭・屋敷銭や反銭などの課役を含むもので，貨幣による高で表示している。しかしそれは課役として納められたものを併記し，合算したにすぎず，今川氏は積極的に複雑な収取体系を整理しようとしたものではなかった。ついで「貫文制」は，田年貢も貨幣で表示したものであった。そしてこれらの方式をとる所領が地域的に混在していることを明らかにした（第一節）。

さらに米方の内容を検討したのち，その斗代（表示高）は多様であること，時代を経るにつれて，高斗代となる傾向があることを指摘した。それは今川氏の土地把握の進行状況を示しており，統一基準による土地調査・把握はないが，個別的には在地の生産力状況を捉えながら，高斗代を実現したことを明らかにしている（第二節）。

また容量を計る枡については，九合枡・十一合枡などの容積枡とともに，地域的に多様な枡が存在し，なかで下方枡が基準枡として通用しはじめていた。俵も多様であるが，三斗俵が多い。要するに今川氏の領域では，容器などの統一はなく，下方枡・三斗俵が自ずと主流となっているにすぎない，とする（第三節）。

なお「貫文制」の実態と性格は，後北条氏などにみられる貫高制と異なって，反別基準高は設定されず，多様な傾向を示したとする。なお天文18年（1549）以降の数値は，400文以上と高くなっているところから，斗代と似通った傾向を示すとしている。また米と貨幣が一定の基準で換算されたとする説について検討して，それは徳川氏の支配下に入ってからのことであり，今川氏では換算値は多様であること，すでに述べたように「米方」地域と「貫文制」地域では，かなり異なることを指摘している（第四節）。

ついで田年貢としての「代」の意味を検討する。これは「貫文制」をとった地域で，「代八百文」というように記されていることを分析したものである。そして天文13年「大福寺領注進状案」を検討して，それは従来の荘園年貢と在地の年貢を合算したもので，地域的社会的に形成された本年貢高を示し，地主的収取の加地子は含まれていないとしている（第五節）。

第三章「今川氏の領国支配」では，まず直轄地の存在を検討した。それは文書の上に「料所」「蔵入分」と現れるもの，代官がおかれたり，また年貢が定納されている土地について探究したもので，87か所を指摘している。その分布状況は，東海道・信州街道などの主要街道に沿って点在し，また城郭・港湾・門前町などの主要都市ついで新田開発や生産力の高い地域にみられた。そして家臣隠匿分の摘発・係争地の没収・欠所地・征服地によって増加していったとする。

直轄地は分散しているが，さらにその内容を駿河稲葉郷，遠江宇苅郷について検討してみると，郷内においても，いくつかの所領が混在しており，直轄地はその一つにすぎず，今川氏は直轄地の分散性を克服する方向にはなかったとする。

ついで代官には，代官職を補任された有力家臣と，名職所持者で陣参や勤番の奉公をおこなった在地小領主層がある。彼らは直轄領の百姓支配や年貢・課役の収取をおこない，財政勘定にも係わっていた。そして周辺地域を含めて反銭などを収納し，給人への恩賞，寺社への扶助や商人への支払いなどをおこなっていた（第一節）。

領国支配の必要から伝馬制度も整備された。中世では幕府・守護の公権力による交通路を掌握・管理して，通行の安全を保証していた。しかし実際には街道に沿った在地領主らの地域権力の手によって維持されていたから，戦国大名は改めて管理体制をつくる必要があった。本論文では駿河神山宿の伝馬制が，今川義元の刈屋・笠寺への出兵に際して定められたこと，天文23年に三河御油宿に伝馬掟がだされ，同じころ丸子宿にも掟ができたことを証明している。また現在残っている伝馬手形は天文20年3月である。これらの点からみて，天文19年から同23年の三河・尾張出兵にあたって，伝馬制度が整備されたとする。なお各宿の伝馬数・運賃が定められ，のちには有料になる宿駅もあるが，はじめは公方伝馬は無賃としていた（第二節）。

なお付論として，大名領国期の経済構造についての展望を述べている。

第四章では，不入権について検討をおこなっている。天文20年の今川仮名目録追加第二十条は，不入権否定を規定しているが，この一方では不入権を付与していることについて，どのように理解しうるか検討したものである。まず仮名目録追加の背景には，三河の編入により，一向一揆体制と立ち向かう必要があったためであり，同じく近江六角氏の規定も，自検断の惣結合をおさえこむ必要があったためで，中世国家の権門間の相互調停策としてのいわゆる「守護使不入」を否定したものではないとする（第一節）。

したがって戦国大名は寺社・公家領荘園・給人領に不入権を認め，今川氏も城下の駿府では認めなかったが，他地域では不入権を認めた（第二節）。

ついで不入権関係文書を検討して，初期には3例6通しかなく，今川氏では，長享元年（1487）今川氏親黒印状が初見で，以後，増加している。また交付理由は，寺社は今川氏との特別な関係からだされ，給人には軍事的観点からおこなわれた。そしてそれは検断不入と諸役免許を内容とするものであり，後者には諸役免許と棟別銭・段銭免除を含むものがあると指摘している。

論文審査の結果の要旨

周知のように今川氏は氏真の代において領国を失ったため，今川氏自体の史料は散逸しているが，他方，在地領主や寺社の存続によって，当該時期の文書が多数残っている。しかし今川氏の没落もあってか，従来は政治史研究か戦国大名論において部分的に言及されるに止まった。そのなかで筆者は前記の論文を発表し，近年の戦国大名研究に大きな影響をあたえ，それに触発されて今川氏研究は急速にすすんだ。本論文は，この間に交わされた多様な論点をふまえて，筆者の今川氏研究を集大成したものである。

まず本論文の成果は，今川氏検地について詳細な検討をおこなったことである。それが土地・所領などの紛争にともなっておこなわれた「公事検地」であることを指摘したのは，筆者の創見であり，また81例を検出し，天文10年前後から増加することや，地域的に限定されているなどを明らかにした。ついで土地表示・年貢収取方式について「米方・代方」として表示する地域と「貫文制」をとる地域のあることを指摘し，そのそれぞれについて詳細な検討を加え，さらにその基本になる枡や俵の内容を明らかにしている。これらの研究は，いくつかの論点は残っているものの，今川氏の土地支配についての基礎的研究として，新たな水準をうみだしたものと評価しうる。

今川氏の領国支配の分析では，直轄地や伝馬制について明らかにした。直轄地については，街道などの要地におかれているが分散的で零細であることや，代官支配の内容を分析している。また伝馬制の分析はその成立事情や時期を確定しようとしたものである。これについても今川氏研究に重要な貢献をしたものといいうる。

ついで不入権の否定と付与という一見矛盾した政策がなされているのに注目している。そして今川氏が否定したのは一揆体制における不入権で，一般的には付与しているとして，それは中世国家体制における関係を残すものとして，今川氏権力の本質を評価しているのは興味深い点である。

本論文の内容については，当然のことながら着実な実証がなされている。しかしあえていうならば，近世権力との関係が強く意識され，今川氏が前提にした体制について言及が少なかったのは惜しまれる。これは現在の戦国大名研究に共通するところであるが，今川氏が守護大名から戦国大名へ移行した権力であるだけに，見通しをつけて欲しかったと思う。たとえば土地制度でも，「米方・代方制」と「貫文制」の前提がわかれば，今川氏による関与の有無がさらに明らかになったであろうし，権力の性格についても，守護大名段階との比較がなされたならば，より鮮明になったであろう。

本論文は，今川氏研究をリードしてきた筆者が，細部では対立点を残してはいるものの，論争がほぼ終わった時点で，長年の成果をまとめたものである。いささか希望を述べたが，今川氏はもちろん広く戦国大名の研究に大きな貢献をする成果であることは確かで，今川氏研究の基礎となる研究ということができる。本審査委員会は，本論文を博士（文学）の学位を授与するに十分な価値を有するものと認定するものである。